

帰還困難区域（大熊町）に所在する介護老人保健施設に入所していた被相続人について、原発事故後も直ちに避難することができず、また、医療体制が不十分な状況で、長距離かつ長時間の移動を伴う避難をし、避難先の学校体育館で死亡したことから、原発事故と死亡との間の相当因果関係が肯定された上、原発事故の影響割合を8割として死亡慰謝料（親族固有の慰謝料を含む。）1600万円が原発事故による損害として認められ、相続人である申立人らとの間で和解が成立した事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）において、申立人X1、同X2、同X3、同X4、同X5（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 表明及び保証

1 申立人は、被申立人に対し、次の事項を表明し、保証する。

- (1) 亡A（以下「被相続人」という。）が、平成23年3月〇日死亡し、申立人X1及び同X2並びに亡B（昭和63年8月〇日死亡）代襲相続人申立人X3、同X4及び同X5が、被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと。
- (2) 申立人の知る限り、申立人X1及び同X2並びに亡B（昭和63年8月〇日死亡）代襲相続人申立人X3、同X4及び同X5の5名が、被相続人の全相続人であること。

第2 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

- 1・ 被相続人の死亡慰謝料の相続分（遺族固有慰謝料を含む）

金16,000,000円

第3 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）に対する和解金として、合計金16,000,000円の支払義務があることを認める。

第4 支払方法

（省略）

第5 清算

申立人と被申立人は、第2項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和5年3月29日

(仲介委員 永山 在浩)